

# 長崎県公立大学法人評価委員会条例

〔平成16年10月15日〕  
〔長崎県条例第57号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第3項の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員の任命)

第3条 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。  
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。  
2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第7条 委員長は、特別の事項に関する調査審議につき必要と認めるときは、専門的な知識を有する者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。